

令和 4 年度第 2 回

枚方市都市計画審議会

報 告 案 件 資 料

日 時 令和 4 年 11 月 10 日（木）午前 10 時から
場 所 市役所別館 4 階 第 3 委員会室

報告案件資料

－ 目 次 －

○報告案件

- ・ 建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する
建築物の敷地の位置について 報 1

報告案件

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する 建築物の敷地の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

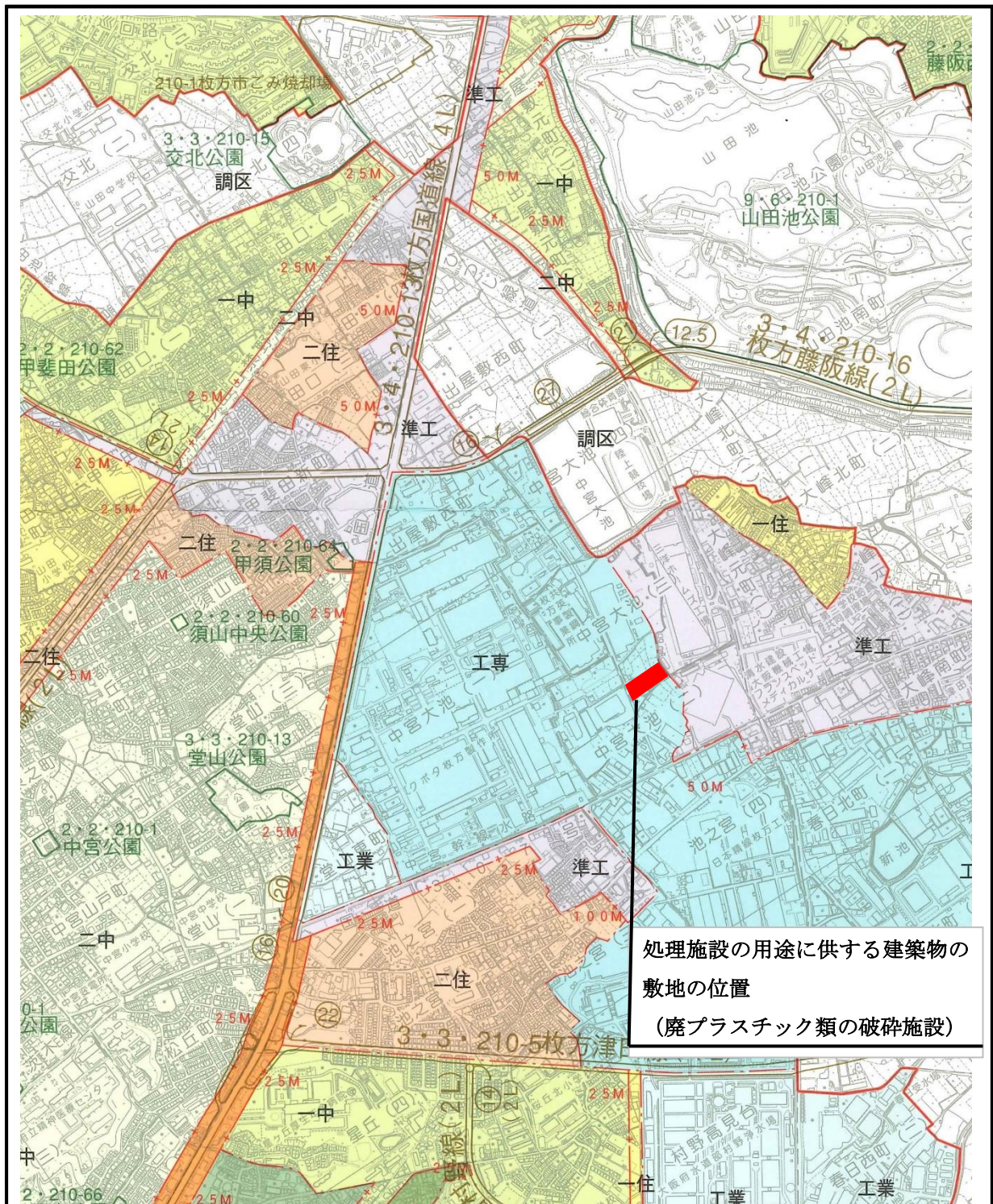
施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	枚方市中宮大池三丁目地内	約 3, 4 0 0 m ²

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

理 由

廃プラスチック類の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、廃プラスチック類の破砕施設を増設するため、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（枚方市長）において本案のとおり許可しようとするものである。

位置図



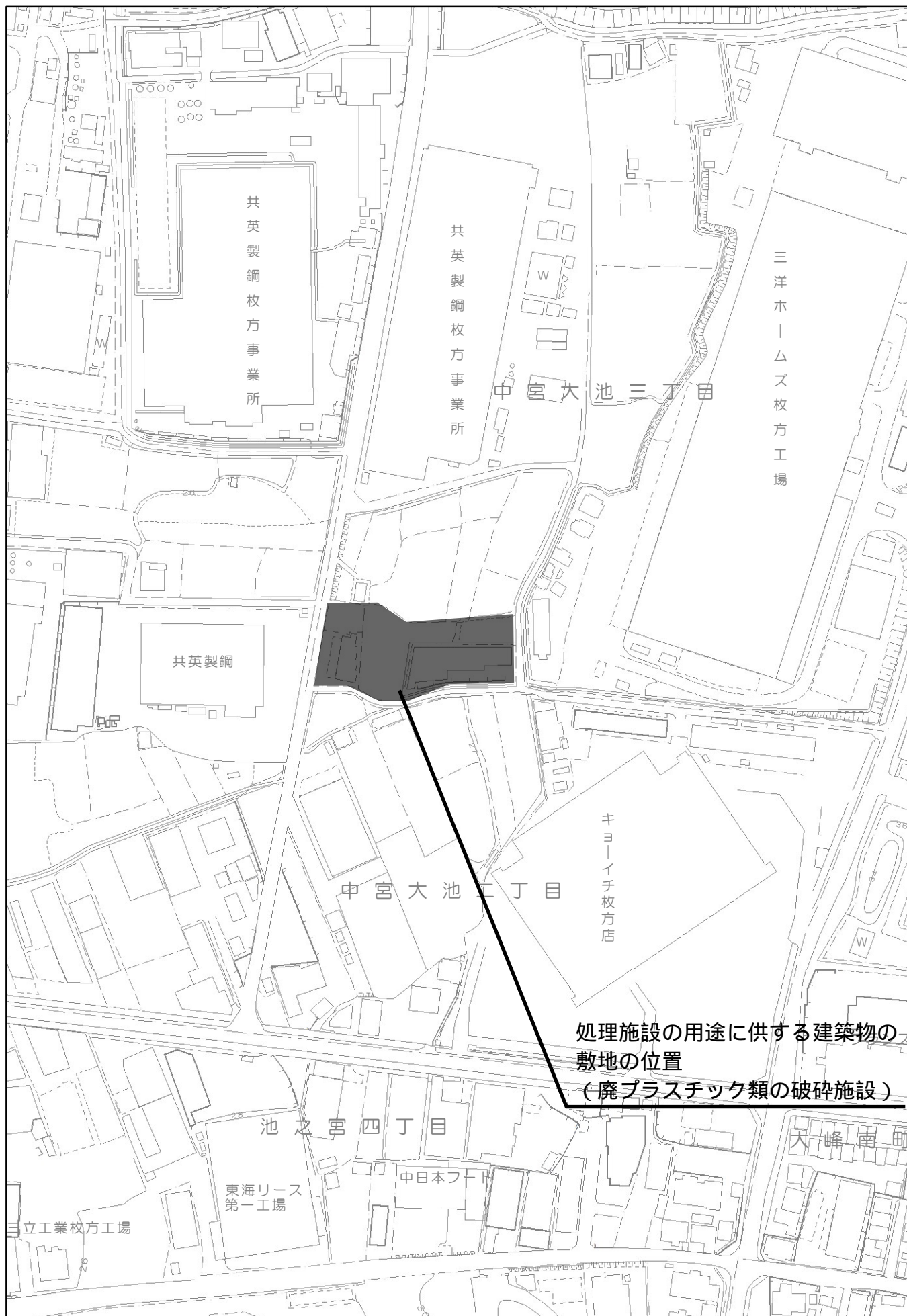
処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置
(廃プラスチック類の破碎施設)

- 凡例 -

用途地域			
一低	第一種低層住居専用地域	近商	近隣商業地域
二低	第二種低層住居専用地域	商業	商業地域
一中	第一種中高層住居専用地域	準工	準工業地域
二中	第二種中高層住居専用地域	工業	工業地域
一住	第一種住居地域	工専	工業専用地域
二住	第二種住居地域	調区	市街化調整区域
準住	準住居地域		

0 100 200 300 400 500m





処理施設の用途に供する建築物の
敷地の位置
(廃プラスチック類の破砕施設)

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設 の用途に供する建築物の敷地の位置について

1 建築基準法第 51 条の概要

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設は、周辺の環境に与える影響が大きいため、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、建築することができない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、建築が可能となる。

本計画の処理施設は上記の政令で定める処理施設に該当するため、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（枚方市長）の許可を要するものである。

2 本計画の概要

(1) 敷地の位置

枚方市中宮大池三丁目地内

(2) 処理施設の概要

項 目	内 容
敷 地 面 積	約 3,400 m ²
延 べ 面 積	約 1,500 m ²
許可を要する 処理施設の種類	産業廃棄物処理施設 ・ 廃プラスチック類の破砕施設 19.6 t / 日
処 理 方 法	処理工程は、受入れ・保管、選別、破砕、保管、搬出の順で行い、以下のリサイクル事業に取り組んでいる。 ①マテリアルリサイクル 良質な廃プラスチック類は破砕し、再資源化を行う。 ②サーマルリサイクル 汚れや油脂類が混在した廃プラスチック類は、破砕を行い、焼却発電原料やセメント原料化する。

(3) 許可に係る計画の内容

現在、当該敷地において、産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類の破砕 4.5 t / 日）が運営されている。

本計画は、廃プラスチック類の更なるリサイクルの促進に取り組むため、敷地内の建築物内に新たな破砕施設を設置し、処理量を増加させるものである。

3 周辺の土地利用

当該敷地の用途地域は「工業専用地域」に指定されている。

敷地の西側は市道田口池之宮線に接道し、周辺は平坦地で、多くが工場等の事業用地として使われているほか、一部は農地として利用されている。

また、当該敷地の東側は、「準工業地域」に指定されており、最も近い住居系の用途地域（第一種住居地域）までは約 370m 離れている。

4 周辺環境への配慮

(1) 生活環境影響調査

本計画に当たり、事業者において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による許可手続きにおいて必要となる生活環境影響調査を行っている。

その調査結果より、予測値が概ね環境保全目標値以下であり、予測値が目標値を超える施設の稼働に伴う騒音の影響については、現況から変化がないことから、本計画による周辺環境への影響は軽微であると評価できるとの結果が出ている。

調査項目	施設の稼働に伴う影響			運搬車両の走行に伴う影響		
	現況値	予測値	環境保全目標値	現況値	予測値	環境保全目標値
大気質 (mg/m ³) 粉塵	0.10	0.10	0.10	—	—	—
大気質 (ppm) 二酸化窒素	—	—	—	0.016	0.016	0.06
大気質 (mg/m ³) 浮遊粒子状物質	—	—	—	0.014	0.014	0.10
騒音 (dB)	72.0	72.0	70.0	69.0	69.0	70
振動 (dB)	44.0	49.0	70.0	46.0	46.1	70.0

注) 予測値が最大となる調査地点の値を採用（調査地点 位置図 参照）

(2) 地元住民等説明会の状況

本計画に当たり、地元住民等説明会が事業者により 10 月 13 日に開催され、反対意見は出されなかった。

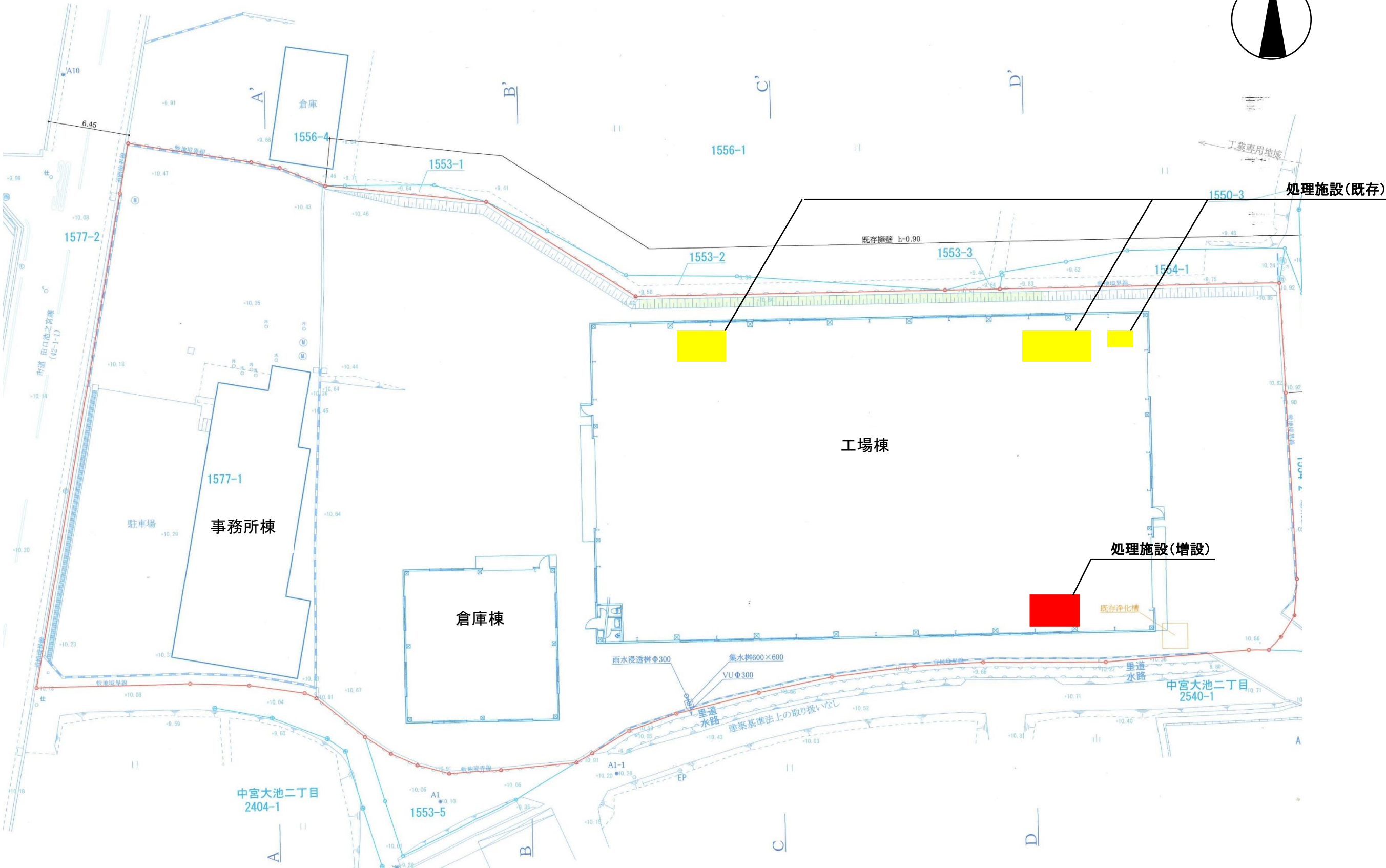
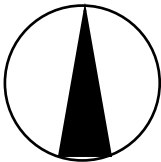
5 特定行政庁として許可できると判断する理由

- ・当該敷地における用途地域は工業専用地域に指定されており、周辺地域についても工業系土地利用が図られている。また、「枚方市都市計画マスタープラン」では、中南部地域の工業集積ゾーンに位置し、主として工業などの産業の集積を図る地域としており、住居系の用途地域からも約 370m離れた立地であることから、都市計画上支障がないと判断できるため。
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による産業廃棄物処理施設設置に係る許可手続きにおいて必要となる生活環境影響調査の結果、周辺環境への影響は軽微であると評価できる、との調査結果が得られているため。

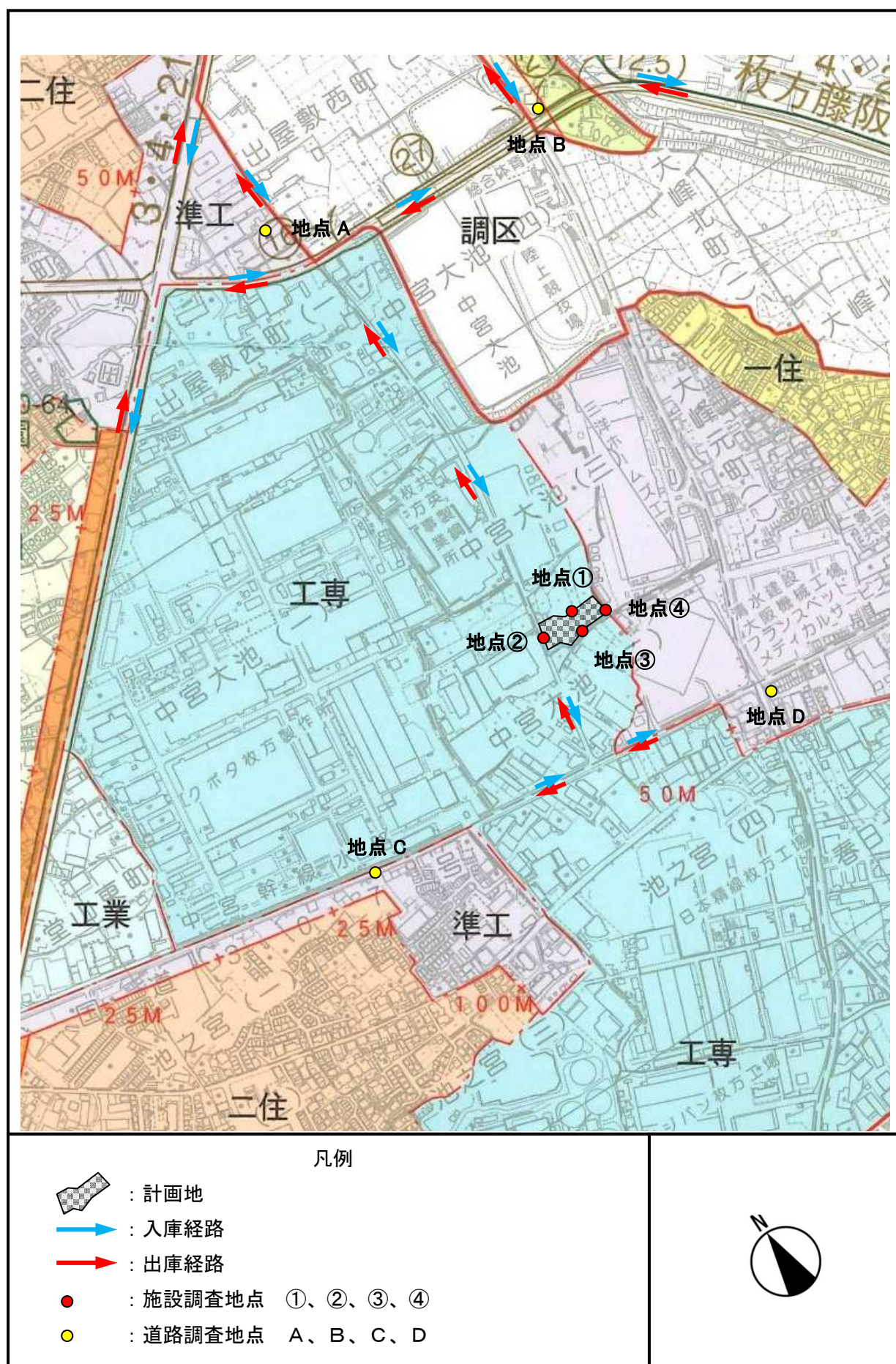
6 今後の予定

- ・本審議会への報告後に令和 5 年 2 月頃に開催される予定の大阪府都市計画審議会に諮る。
- ・大阪府都市計画審議会の議を経て、特定行政庁（枚方市長）が建築基準法第 51 条ただし書の規定による許可を行う。

土地利用計画図



調査地点位置図



建築基準法

第 51 条 （卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令

第 130 条の 2 の 2 （位置の制限を受ける処理施設）

法第 51 条本文（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
- イ 廃棄物処理法施行令第 7 条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設
- ロ（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第 7 条 （産業廃棄物処理施設）

法第 15 条第 1 項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 廃プラスチック類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

八～十四 （略）

都市計画法

第 15 条 （都市計画を定める者）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

一～四 （略）

五 一の市町村の区域を越える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの
又は一の市町村の区域を越える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市
施設として政令で定めるものに関する都市計画

六～七 （略）

都市計画法施行令

第 9 条 （都道府県が定める都市計画）

1 （略）

2 法第 15 条第 1 項第 5 号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として
政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～六 （略）

七 産業廃棄物処理施設

八～十 （略）